

### No.008

#### NPOのあり方を考える

NPOとは、Nonprofit Organization といわれており、民間の非営利組織、非営利団体ととらえることができます。しかし、ここでいう非営利とは、対価を取らず、無償であるという意味ではありません。NPOとは「社会的使命=ミッション」を営利よりも優先させて活動する組織であり、政府でも企業でもない、第三の、新しいセクターの担い手として存在するものです。

1998年12月にNPO法(特定非営利活動促進法)が施行され、同法に基づくNPO認証法人は、道内で200を超え、全国でも6000ほどの法人数となっています。これらの団体の活動分野は、福祉、環境、文化、国際協力、まちづくり、スポーツ、子供の健全育成など幅広く、政府財政が厳しいなかで、NPO法人に寄せられる期待は大きくなっています。

わが国における望ましいNPOのあり方とは、どんな形なのでしょうか。その糸口を探るとともに、NPOと地域について考えていきます。

## Contents 目 次







Interview:インタビュー
市民活動の系譜とNPOの役割01 特定非営利活動法人 日本NPOセンター常務理事 山岡義典氏
Data Box : データボックス
<b>北海道のNPO法人</b>
Case Study: 地域事例
<b>舞台創りから、まちづくりへ</b>
Case Study: 地域事例
NPOが担う、ナショナルトラスト
Report: レポート
<b>ボランティアとNPOの両輪で、介護福祉の充実を</b> 20 ~たんぽぽの会とわたぼうしの家~
Report: レポート
<b>市民の資金を運用し、エネルギー政策の未来を拓く</b> ~ 北海道グリーンファンド~
Report: レポート
北海道の近代化遺産を守り、活用する         ~ひがし大雪アーチ橋友の会~

### インタヒュー interview

## 市民活動の系譜と

## NPOの役割

1998年12月にNPO法(特定非営利活動促進法)が施行され、3年が経過しました。現在、全国で6000ほどのNPO法人が認証され、市民活動の輪が広がりつつあります。国内のNPOの基盤強化に努める日本NPOセンター('99年6月NPO法人認証)で常務理事を務める山岡義典氏に、NPO法制定の背景や、現在のNPOの動きについてお聞きしました。



特定非當利活動法人 日本NPOセンター常務理事

#### 市民セクターの必要性を痛感

これまで山岡さんは、さまざまな形で市 民公益活動を実践してこられました。NPO法 の制定にも深く関与されておられます。まず、 山岡さんのご経歴をお聞きすることが、わが 国における市民セクター、非営利セクターの 系譜を理解する早道のような気がします。

山岡:私は、大学院で都市計画を勉強し、卒 業後も都市計画関係のコンサルタント会社に

特定非営利活動法人
日本 NPO センター

住 所 電 話
Home Page 個人正会員 団体正会員 団体正会員 「可体正会員 「可体正会員」 「不会費一口」 10,000円 「行政等: 年会費一口」 50,000円

企業等:年会費-0 100.000円

5,000円

準会員(個人・団体) 年会費一口

勤めていました。35歳になった'77年に、その仕事を辞め、次に何をしようか考えていた時、トヨタ財団のプログラム・オフィサーの話が舞い込んできました。そのころトヨタ財団では、NPOや第三セクターについて、猛勉強していた時代です。

欧米でいう第三セクターは、日本での一般 的な理解とは全く違います。欧米では、行政 でもない、企業でもない、民間非営利の部門 を第三セクターといっています。しかし、日 本には全くその分野が育っていません。日本 社会がいくら経済成長しても、それでは国際 社会のなかで一人前にはなれません。日本に きちんとした市民セクター、民間非営利のセ クターを育てていかなければならないと感じ 1 トヨタ財団 トヨタ自動車が出資し、将 来の福祉社会の発展に資む ることを期して'74年に設立した財団、原的的なつ間 に立ち、長期的に、あいる代表活動に常与する社会活動になっている。 が、生活・自然環境の多様域にわたって時代の要請に対応した課題を取り上げ、その研究ならびに事業に対して助成を行っている。

● ● ● Nonprofit Organization NPO のあり方を考える

ました。

私自身は、財団で研究助成や市民活動助成などの助成プログラムを開発すると同時に、日本の民間非営利活動の歴史や制度を調べていました。また、他の助成財団に呼びかけて、非営利活動の資金源である助成財団の活動を活性化するために、そうした財団の情報公開を行う情報センターが必要ではないかと考え、助成財団センターの設立にも力を注ぎました。

そして、50歳になったことをきっかけに、フリーな立場で活動をしようと、トヨタ財団を辞めました。'92年のことですね。財団時代に、非営利セクターの基盤づくりはある程度できたと思いますが、もう少し幅広く日本社会全体の仕組みを考えていこうとすると、自由な立場で活動するほうが良いと考えたからです。

フリーになって、いろいろな調査などを進めていくなかで、NIRA(総合研究開発機構)に持ち込んで、奈良まちづくりセンターが受託して行った「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」がありました。私はその総括委員長を引き受けたために、まだフリーになって具体的に何をするかは決めていなかったのですが、この報告書が世に出て評判になったことで、命取りになったような気がします(笑)

この調査には、かなりのエネルギーを注ぎ、インタビューや視察を精力的に行いました。その結果、「日本のなかで新しい社会の仕組みが必要だ」ということが認識され、また、市民活動を充実させる時期にきていることが広く伝わったように思います。

この報告書には、二つの大きな提言があります。一つは、新しい非営利法人制度を作ること。もう一つは、どの省庁にも属さない、分野を超えた、市民セクターのコアになる機関を作るべきだということでした。

その調査研究結果を基盤に、各地でフォー ラムを開いていた矢先、阪神淡路大震災が起 こります。そして、ボランティア活動が急速 に脚光を浴びるのです。しかし、この問題の 根本は、ボランティア活動をどう振興するか ということだけではなく、民間の非営利組織 をどう強化するのかという点にあります。阪 神淡路大震災が起こる少し前に、こうした市 民活動の社会的な仕組みをつくっていこうと、 松原明さんたちが「シーズ=市民活動を支え る制度をつくる会」を結成し、活動を開始し ていました。そんなことが同時進行し、一気 に法制化が進んでいったのです。

#### NPO法制定の経緯

山岡さんは、現在のNPO法制度の創設について、どのようにかかわられたのですか。

山岡: 当時は、この問題に関心を持っていた若い議員も多く、各政党に議員のプロジェクトチームもできており、我々もその動きを応援していました。市民団体側もきちんと議論していましたので、震災の直後に市民団体のネットワークを作り、政府や政党にもいうべきことはいい、同時に各地でフォーラムも開催していました。

当初は、経済企画庁を事務局に「ボランティア問題に関する18省庁連絡会議」が設置され、そこで政府案を作っていました。新しいボランティア支援のための法律を作ろうというものです。ところが、ボランティア問題の延長線上で議論しているので、どうもしっくりこないのです。基本は、事業体としても自立した市民団体が育つことで、そこにボランティアがかかわることによって、ボランティア活動も活発になるのです。ですから私たちは、市民団体が法人格を持てる仕組みづくりが何よりも重要と考え、そのように主張していました。そんななかで与党3党もこれは議員立法でいくんだと宣言したために、政府の動

きはストップするわけです。しかし、与党3党 の調整など、なかなかうまく折り合いが付か ず、足場ができるまでには1年以上かかりまし た。その間、私たちの呼びかけもあって市民 団体は各地でフォーラムを開催し、この問題 について、かなり深く議論をしてきました。

法律を作る動きと同時に、日本NPOセンター設立の動きが出てきます。法律を作った後、市民セクターを日本の社会のなかに育てていくことを考えると、自由な立場で活動できる支援センターが必要です。しかし、それには市民だけではなく、企業の応援も必要です。そこで'95年12月に仲間が集まって、経団連に呼びかけます。さらに、東京・大阪・名古屋など、各地で懇談会を開き、福祉・環境・文化芸術などのいろいろな分野のキーパーソンに理事になってもらうようにお願いしました。'96年11月に日本NPOセンターが設立され、当時、フリーで一番身軽な私が常務理事と事務局長を務めることになったわけです。

同年12月には与党3党の法律案がまとまり、 国会に提出され、翌年1年間、議論を重ねることになりますが、そういう経緯のなか、日本 NPOセンターは徐々に基盤を固めていきました。センターは全国にネットワークを持っていますから、必要に応じて意見をまとめる役目も果たし、この法案を推進する議員をバックアップしました。'97年6月には市民活動促進法という名称で衆議院を通過しますが、参議院で行き詰ってしまう。しかし、やっと名称を市民活動から特定非営利活動と改め、'98年3月に全会一致で可決しました。

この法律の特徴は、市民活動はそれぞれの 地域の問題でもあるので、当時の団体委任事 務として位置付け、各都道府県で条例を作る ことにしたことです。これまでの常識では、 法人に関する制度は、機関委任事務です。し かし、市民活動は、地域ごとに特徴があるは ずですから、国の下部組織として位置付けら れる機関委任事務になってしまうと、これまでと同じように、主務官庁の縦割りのコントロール機能が働いてしまいます。この点だけは、こだわりましたね。

また、この法律は、一つの都道府県内に事務所がある場合は都道府県の知事に申請を行いますが、二つ以上の都道府県になると、国に申請をすることになります。北海道と東京に事務所があれば、当時の経済企画庁、現在の内閣府に申請を出すことになるのですが、法律の原案では、経済企画庁が認証する場合には、「必要に応じて他の関係する主務大臣に相談することができる」という意味の文言が入っていたんです。最初は議員も「これだけは削れない」といっていたのですが、私は、「これを削らないと絶対賛成できない」とかなり頑固に主張しました。

「相談することができる」ということは、 「そうしなくてはいけない」ということになり かねない。主務官庁制度と同じことになる。 しかも、実際にかなり混乱も起こると思うの です。例えば、河川流域の環境を守りましょ うという団体が経済企画庁に申請したとする。 環境庁に相談すれば「それは良いですね」と いうかもしれない。でも建設省に相談すると 「それはちょっと困る」ということにもなりか ねない。環境を守るために治水事業ができな くなれば困りますからね。主務官庁に相談す ることで、混乱してしまうこともあるのです。 しかも国がこのような制度にすれば、都道府 県もみな同じようにやってしまう。それに、 そもそも"認証"という行為をそのように相談 して決める行為と考えること自体が、大きな 問題になります。

#### 各都道府県が独自の条例を作ることがカギ

法律制定の動きとともに、日本NPOセンターとしてはどんな活動をされたのですか。

2 団体委任事務 地方公共団体に対して、国 や他の地方公共団体から法 令によって委任された事務 のこと、団体委任事務は 任せる側である国等の指揮 監督は受けずに、自身の事 務として処理する。これに 対して、国や他の地方公共 団体から、都道府県知事や 市長村長等に対して委任さ れる機関委任事務は、事務 を任された都道府県知事や 市長村長は、任せる側であ る主務大臣や都道府県知事 の指揮監督を受けることに なる。つまり、部下と上司 のような関係になる。'99 年に施行された地方分権推 進法により、100年4月から 機関委任事務は廃止されて

2 KAIHATSUKOHO EXTRA NUMBER マルシェノルド KAIHATSUKOHO EXTRA NUMBER 3

山岡:このセンターは、認証されたNPO法人 だけでなく、広い意味での民間非営利団体を 対象にしています。社団法人や財団法人、そ れに社会福祉法人なども含めた既存の公益法 人、あるいは法人格のない任意団体なども含 めた、民間非営利セクター全体の基盤強化を 狙いに設立しました。同時に、企業や地方自 治体を含めた行政との対等なパートナーシッ プの確立もミッションにしています。ここで 重要なことは、"対等な関係"であるというこ とです。嫌なことは嫌といえる関係ですね。

衆議院で法律案が通過した'97年6月には、 神奈川県で、第1回の全国NPOフォーラムを 開催しています。これがセンターの最初の大 イベントで、以後、毎年このフォーラムを各 地で開催しています。

また、日本社会のなかにNPO活動が幅広く 理解される仕組みをつくらなければいけないと も考えていました。法律ができれば、形式上は 動き出しますが、基盤がないまま、フィーバー で終わってしまってはいけません。そこで、設 立直後のフォーラムの前から「NPO基礎講座」 をスタートさせ、その後、毎年開催してその内 容を同名の3部作として出版してきました。当 時の活動の中心はその二つですが、「NPO基礎 講座」は4年目からは「実践講座」とし、現在 も毎年2、3月に開催しています。

NPO法は'98年3月に成立し、12月1日に施 行されましたが、重要なのは、施行までの期 間でした。都道府県知事の業務は、先にも触 れたように、条例に基づいて行われます。法 律に条例作りがビルト・インされていたわけ で、各都道府県は独自に条例を考えなければ ならなかったのです。

ましたが、伝えたかったのは、この条例は役 所が勝手に作るのではなく、市民団体と一緒 に作らなければいけないということでした。 これには、各地の議員を巻き込むという狙い

もありました。通常は、中央政府の担当部署 からモデル条例などが送られてくるのですが、 今回は一切出ません。議員立法で作った法律 に政府がモデル条例を出すのはふさわしくな い。しかも、団体委任事務で政府が指導した り、命令すべきことでもない。我々市民団体 の側もモデル条例は出さず、地元の市民団体 と議員さんとで議論し、条例を作ってくださ いとお話ししました。'98年4~9月にかけて各 地で条例作りが始まり、この間はいろいろな ところから文句をいわれましたが、これが狙 いなのだといって理解をしてもらいました。

これは、地方自治体にとっても良い経験だ ったと思います。地方分権とは、自分たちで 考えることだと実感したでしょうし、若い行 政担当者も初めて経験したことが多かったと 思います。

また、当時は、ホームページが普及し始め たころでしたから、審議内容も早い段階で市 民に公開され、開かれた審議会のモデルがで きたと思います。その後、各地の審議会は透 明性の高いものになったと思います。

役所が原案を出す、行政主導の審議会では なかったことも大きな進歩です。審議会の参 加者は市民団体の方々が中心で、「これなんで すか」なんて基本的なことを聞く場面も多か ったはずです。一つずつみんなで議論してや っていこうという感じで進んだと思います。 この条例作りで、自治能力はかなり高まった のではないでしょうか。

#### 市民がつくった制度は市民が監視

これからのNPOセンターの活動として 各地には、この関連でずいぶん講演に行きは、どのようなところに重点を置かれますか。

> 山岡: NPO法が施行されて、3年が経過しま した。問題がないわけではありませんが、や っと軌道に乗ってきたと思います。認証法人

日本NPOセンターの 機関誌「NPOのひろ ばし、会員向けだが、 希望者には実費(200 円)で頒布してくれる

のデータを見てみると、何か怪しげな団体も ありますが、7、8割がしっかりと活動をして いれば、今の段階では良いと思っています。 NPO法人は市民が作った制度ですから、市民 が監視するものです。そのようななかで、お かしな組織は、メリットもないはずですから、 いずれは消滅するでしょう。

今後、私たちのセンターには、法律がしっ かりと活用されていることを監視する役目が あると考えています。センターでは、昨年4月 から全国のNPO法人のデータベースを作っ て、公開しています (www.npo-hiroba.or.jp) データは、3ヵ月ごとに新しく認証された法人 を追加入力し、年に1回更新します。情報公開 が義務付けられている法人制度ですから、各 都道府県庁と内閣府から一定のデータは出て きますが、それを基に、我々がもう一度詳し いアンケートを行い、データベース化してい ます。各所轄庁のデータは、所轄庁ごとに分 かれていて、その後の活動を追いかけていな 山岡:大きく三つに分けられると思います。 い場合が多いのです。ホームページを持って いるところは、リンクできますから、さらに 詳しい内容も分かる。アンケートへの回答や ホームページなどでしっかり情報提供してい るところは、きちんと活動していると考えて 良いでしょう。

現在まで、全国で6000を超える数のNPO 法人が出てきていますが、この数については どのように思いますか?

山岡:法人格は、年間500万円くらいのお金 を扱う団体でなければ意味がないと思います。 事務所を持って、人を雇って、取引があって、 そこで初めて法人格を持つ意味がある。それ は任意団体全体の1割程度ではないかと考えて います。

経済企画庁で行った市民活動団体の調査で は、全国で86.000程度の任意団体がありまし

た。これは自治体を通じた調査ですから、自 治体が知らないところも含めると全国に10万 くらいの任意団体がある。人口1,000人に一 つの計算になります。そのうちの1割が法人格 を持つと想定すれば、法人数は1万程度がいい ところかなと考えられます。人口1万人に対し て1法人ですね。でも、すぐに全部の団体が認 証を受けるとは限らない。10年くらいかかる として年間で1.000、もうすこし早くて年 1,500程度が目安と考えていました。ところ が、最近はもうちょっとペースが速い。少し バブル気味で、これでは10年もたてば2万に 届きそうな勢いです。ただ、日本社会で法人 格が必要な市民団体は、実質的には1万団体程 度と考えて良いでしょう。

これまでの認証法人について、質的な面 ではいかがですか。

一つは、長年、任意団体で活動をやってき た団体。任意団体で何年もやってきたところ は、法人格を取るために今までのスタイルを 変えることになるので、かなりの決断がいる。 だから出遅れます。でも、今は、そうした団 体が認証を受けるようになってきました。こ れを機会に、自分たちのミッションは何だろ うと、現在の役割をもう一度考え直し、法人 化することで、これまで以上にパワーアップ した団体が全体の2割か3割程度はあるだろう と思います。今までの長い伝統を自己変革し なければなりませんから、法人化は出遅れま すが、こうした団体は強くなるでしょう。

二つ目は、我々のように数年前に新しい任 意団体として動き始め、法人制度ができたら 法人に移行しようという予定で作った団体で す。現在の認証法人ではこれが一番多く、5割 くらいでしょうか。このような組織は、比較 的早くに法人化しています。

三つ目は、今まで全く活動していなかった ところで、有限会社にするよりもNPO法人の 方が良いのではないかということで法人化し たような組織です。このタイプはさらに二分 できて、一つは介護保険や子育てなどに絡ん だ事業型の団体。保育園やデイケアセンター、 あるいは自然保護関連でも該当する団体があ ると思います。NPO法がなければ有限会社で やっていたような組織で、結構良い活動をし ている例があります。もう一つは、何をやっ ていいか分からないけど、とにかく法人を作 ってみたという組織。数はごくわずかですが、 かなり悪質なのもあります。暴力団絡みや総 会屋まがいで、高い本を売り付けたりする団 体も出てきているので、用心してほしいと思 います。人権擁護をうたったものなどには要 注意です。

す。密室で管理せず、市民が監督することで、 いたところが、急に数千万円の委託を受けて 悪質な団体の存在をチェックすることができ も、できるはずがない。混乱するだけです。 ます。今はまだ市民に監督能力がないかもし れませんが、市民が監督する仕組みをしっか り作れば、いずれは淘汰されてくるでしょう。

#### NPOの役割と課題

政府財政が厳しいなかで、NPO活動に対 しては、政策を補完する役割も期待されてい ますが。

山岡:政府といっても、地方自治体レベルと 国レベルではずいぶん違いますが、国のレベ ルではNPOに対するいろいろな支援策がずいになってしまい、組織は育ちません。 ぶん出てきています。しかし、その意味や実 態がよく分からないまま政策ができて、混乱 を生じている面もあります。また、中央省庁 の場合は、自治体を通して政策を執行するこ とになりますから、たとえ良い政策モデルが

開できないこともあります。

今、おかしな形で多くのお金が動いている のが、厚生労働省の緊急雇用対策事業です。 これは企業が中心ですが、NPOにも雇用が期 待されています。NPOにとっては、非常に大 きなお金が流れるのですが、これが混乱のも とになっていて、NPO側はその使用について はよく考えないといけません。

この場合、失業者を期間雇用することにな るのですが、基本的にNPOの活動は自発的な ものであるはずです。そこに報酬さえもらえ ば良いという人が加われば、まわりの士気が 下がってしまいます。また、そのために期間 雇用者をコーディネートする常勤スタッフが 必要ですが、その常勤スタッフがそのために 無報酬で徹夜するというようなことにもなり かねません。うまく使いこなせれば良いので 悪質な団体の対処のポイントは情報公開で すが、今まで100万円程度の資金で運営して

> お金が得られれば何でも良いと思ってしま う風潮があり、地方ほど、政府からお金をも らっていることがステータスになってしまう 面もあります。能力のある団体なら2、3千万 円をうまく使いこなせますが、急に資金が増 えたところでは、意外な作業が増えるなど、 予想外のことが起きてきます。しかも、その 後には、またもとの少ない資金状況に戻って しまうわけです。金さえ出ればというので、 安請け合いをするのもいけません。必要なも のは必要だといわないと、「ボランティアでタ ダなんだからこれで良いでしょう」という話

これからのNPOは、有償スタッフを抱えてい くべきだといわれています。現状はどうでしょう。

山岡:私の周りでは有償スタッフは増えてい できても、自治体が受け止められないと、展ますが、それほど飛躍的に増えているわけで

はありません。厚生労働省は「NPOも雇用の 受け皿に」といっていますが、今後1万の NPO法人ができて1人ずつ雇っても1万人で す。実質的には、雇用は1万人にも満たないで しょう。しかし、人生の選択肢の一つとして、 今までと違う仕事の世界があるということに 意義があります。

地方に行くと、まだボランティアの延長線 上で考えていて、有償スタッフがいることで、 が雇用問題のなかで議論をされることは良い も裏切られるに決まっています。雇用促進の ための道具として使われることも困ります。

有償スタッフ問題にも絡みますが、NPO活 動の課題として、よく資金不足があげられます。

山岡:確かにそうですが、別の見方をすると、 います。資金を増やすことも必要ですが、重 要なことは、無駄を省いて、本当に必要なこ とにうまく使うことです。その仕組みが必要 なのです。

私たちは今、仮称ですが「市民社会創造フ ァンド」(図)というものを作ろうと考えてい ます。市民、団体、企業、財団などからいた だく会費や寄付、助成金について、三つのル ートを作り、専門家がきちんと関与しながら、

もっとも効果的に活用の幅を広げ るのです。

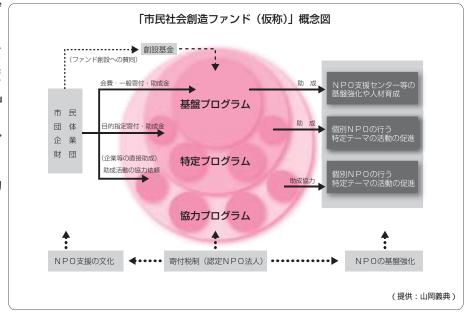
一つは、NPO支援センターなど の基盤強化や人材育成のために資 金を活用する「基盤プログラム」 によるルートです。そのためには、 センターが一定のイニシアティブ を持つことが重要です。

もう一つは、特定のテーマ活動

のために助成する「特定プログラム」です。 資金提供者から、こういうことのために使っ てほしいという要望付きでいただく寄付金や 助成金などです。例えば、芸術活動を支える ためのプログラムやIT促進のためのプログラ ムなど、特定の活動のために助成されること になります。

もう一つが「協力プログラム」で、企業な どの寄付活動に助成コンサルタントとして協 陰口を叩かれることもありますが、これは払 力するものです。今までも企業は寄付などを 拭しなければいけません。その点では、NPO してきたのですが、必ずしも有効には使われ ていないなど、あまり良い使い方をしてこな ことなのです。だが、あまり期待され過ぎて かったという気がします。そこで、NPOにと って、今、何が必要かを十分に検討して、助 成プログラムを提案し、その実施のお手伝い をするわけです。実は、この助成コンサルタ ントが日本には育っていないのです。企業な どが新しく助成活動を始める場合、こんな NPO活動が、今は重要であるとコンサルティ ングするわけです。そして、そのコンサルタ いろいろなところで、無駄にお金が使われて ント・フィーを他の基盤プログラムに注ぐと いう形でファンドを運用するわけですが、日 本NPOセンターが資金の分配をするのは好ま しくないと考えますので、それは、この4月か ら別組織を作ってやるつもりです。

> フローが回れば良いわけでから、当初の基 金は1千万円もあれば十分と考えています。日 本NPOセンターの作るファンドは全国を対象 にしますが、各地域の支援センターでも、そ れぞれの地域を対象とした、このようなファ



6 KAIHATSUKOHO EXTRA NIJIMBER QUL 5 + ) JL 14 マルシェノルド KAIHATSUKOHO EXTRA NUMBER 7 ンドなりプログラムを作ってほしいと話して います。

このファンドの特長は、特定プログラムと協力プログラムが並存することで、そのドッキングが可能ということです。

例えば、従業員に呼びかけて集まったお金にマッチングさせて企業が助成を行う場合、従業員からのお金はファンドを通して、特定プログラムにより適切に選んだ団体に助成し、企業のお金はその団体に直接企業としてお金を出すことができます。従業員のお金を企業に入れて、その配分を企業に任すのはよくありませんし、かといって従業員が自分たちで寄付先を決めると有名なところばかりになってしまいます。また、企業の寄付は、まとめてファンドに入れることも可能ですが、やはり支援を受けるところに直接出したほうが良いことも結構あるのです。

このようにルートがいろいろあり、かつ専門的なコンサルタントができることで、ちょっとした資金も、柔軟で効果的な運用ができるわけです。ファンドとして自由に使える資金も必要ですし、他の活動を支援する資金も必要です。これを運用していくためにはネットワークが重要で、各地の支援センターもネットワークとデータベースを持つことができれば、このような資金循環の方法を活用していけると思います。

昨年10月1日にNPO税制が施行されました。 実に使い勝手が悪いので、使えるようなもの に改善していかなければなりませんが、この ファンドのような中間組織が寄付税制の優遇 を受けられるようになれば、最終的に助成さ れる側は普通のNPO法人でも、任意団体で も、寄付優遇の恩恵を受けられるわけです。 企業が直接資金を寄付しても免税にはならな いけれど、このような中間組織に寄付すれば 免税になる。すると特定プログラムのような 形で、そこを通して寄付するようになるでし ょう。

民間の自由な寄付活動を推進するためにも、このファンドを実験的に活用しながら、NPO 税制を改善していくことが必要です。そうした動きのなかで、NPO支援の文化が育ってほしいと考えています。

今後のNPO活動のなかで、資金面以外の 課題はありますか。

山岡:一番大きな課題は社会的な理解の浸透です。少しずつ進んでいると思いますが、もっと自分のそばにあるNPOが、こんなことをやっていて、そのことが自分たちの人生の幸せに直接・間接につながっていることが実感できるくらい、NPOの存在感が出てきてほしいと思います。

その点では、一昨年4月にスタートした介護保険が、非常に効果的な機能を果たしています。社会福祉法も改正になりましたので、今後は障害者の介護も介護保険と同じようにNPOが提供するようになります。そうすると、我々の周りにはもっといろいろな形でNPOの活動が見えてくるでしょう。

また、学生たちの就職先の一つとしてNPOの選択肢が加わり、これまでにない新しい人生の場所として、NPOが見えてきます。企業や役所、個人商店のおじさんなど、いろいろな人たちが、一緒にNPOを作り、多くの人がNPOの世界に入ってくることが重要です。今の不景気は、人生をNPOにシフトするために、良い状況かもしません。

ありがとうございました。

聞き手

釧路公立大学教授・地域経済研究センター長 小磯 修二(こいそ しゅうじ)

 PROFILE
 プロフィール

 特定非営利活動法人
 日本NPOセンター
 常務理事

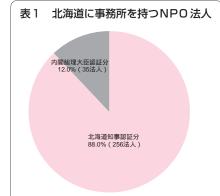
 山岡
 義典(やまおか よしのり)

41年生まれ。東京大学建築学科卒業 都市計画家、トヨタ財団プログラム・オフィサー、フリーコンサルタントを経て、日本NPOセンター設立と同時に、同常務理事・事務局長に。現在、法政大学現代福祉学部教授も務める。編著に「NPO基礎講座」(1~3巻、ぎょうせい)など。

## DATA BOX | データボックス

## 北海道の NPO法人

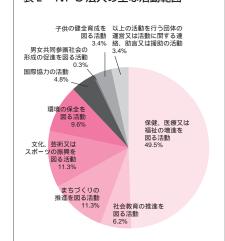
北海道で活動するNPO法人についてデータで概観してみましょう。



2002年1月27日までに認証されたNPO法人。北海道 知事認証分は北海道庁ホームページ、内閣総理大臣認証分 は内閣府ホームページと10

'02年2月8日までに認証されたNPO法人は、都道府県 知事認証分で5,452法人、内閣総理大臣認証分で549法人。

#### 表 2 NPO法人の主な活動範囲



北海道分は、北海道庁環境生活部生活振興課の特定非 営利活動認証団体一覧を参考に、編集部にて主な活動分 野を分類。内閣総理大臣認証分は、内閣府の法人一覧・ 日本NPOセンターデータベース等を参考に、編集部に て主な活動分野を分類。

#### 札幌に集中するNPO認証法人

2002年1月27日現在、北海道知事により認証された NPO法人は256、内閣総理大臣によって認証された NPO法人で北海道に事務所(主たる事務所、あるいは 従たる事務所)を置く法人は35あります(表1)。

各法人の主な活動を法律で定められた12の項目別に 分類してみると、最も多いのは、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」にかかわるNPO法人で、全体の 約半数を占めます。次いで、「まちづくりの推進を図 る活動」「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」 が11.3%、「環境の保全を図る活動」が9.6%となっています(表2)。

活動分野について全国と比較してみても(表3),それほど大きな開きはありませんが、北海道では、「災害救済活動」や「地域安全活動」、「人権の擁護又は平和の推進を図る運動」を主とする法人が、まだ見られていないことが分かります。

北海道で認証された256法人を、事務所所在地で札幌市とその他の支庁別に振り分けてみると(表4) 最も多いのは札幌市の119法人、次いで十勝支庁の26法人、石狩支庁・上川支庁の18法人となります。これを1法人当たりの人口で見ると、十勝支庁が1万4千人、札幌市が1万5千人、留萌支庁が1万6千人となります。これに対し、檜山支庁では法人数が0、日高支庁は1法人のみの認証となっています。檜山・日高両支庁は町村のみの構成で市がありません。町村単位では、まだ、NPO活動が活発化していない様子がうかがえます。

ちなみに、市町村別では、圧倒的に札幌市が認証法 人数が多く、札幌市以外では、旭川市の12法人、帯広 市の11法人、函館市の9法人、小樽市の7法人、釧路 市・千歳市の6法人、苫小牧市の5法人、伊達市・江別 市・留萌市の4法人という順になっています。

NPO施行後3年が経過し、北海道全体では、現在は 人口2万2千人に対し、1つのNPO法人が存在(北海道 知事認証分のみ)することになります。インタビュー で山岡氏が言われた「10年間で1万人に1法人」を目 安にすると、北海道でもNPO法人認証のスピードは早 いといえるでしょう。

8 KAIHATSUKOHO EXTRA NUMBER マルシェノルド KAIHATSUKOHO EXTRA NUMBER 9

#### 期待されるNPO支援センター

地方でNPO法人を立ち上げる際には、申請に至るま でにさまざまな困難にぶつかることがあります。そう したなかで、充実が望まれるのが、NPOへの支援活動 です。現在、NPO支援を活動の中心においているNPO 認証法人は、札幌を中心に活動しているところが多く、 地方都市でNPO認証法人が設立されているのは、帯広 と旭川だけです。

旭川市に事務所を置く旭川NPOサポートセンター は、昨年6月に認証されたNPO法人です。それまで老 人給食の仕事に携わっていた森田裕子理事長が、札幌 でNPOのフォーラムに参加してNPOを知り、まさに こうしたものが地域にとって必要だと感じていたこと から、自らNPOを立ち上げました。NPOを支援し、 そこで誕生した多くのNPOによって新しい地域のうね りを生み出そうという思いからスータトしたNPO法人

です。NPOに関する相談は、週に2、3件のペースで 持ち込まれており、「役所に持ち込まれた相談がこち らに回されるケースも多い」(惣伊田敏行理事)とい います。また、旭川NPOサポートセンターは、NPO 設立の支援活動だけでなく、さまざまなまちづくり活 動にもかかわっていることが特徴です。「NPOを通じ て地域の活性化につなげていきたい」(森田理事長) という思いから、NPO同士の情報交換の場を提供した り、商店街活性化や有機農業をつなげる朝市の開催、 お年寄りのためのIT講習会など、行政では手の届かな い部分に積極的にかかわっています。

NPO法人設立後も、運営資金確保のため、補助金や 助成金の情報などを入手したいが、どこに聞けばいい か分からないなど、地方ではNPOを支援する体制が整 っていないとの声も聞かれています。地方財政が厳し くなり、NPO活動がまちづくりのなかで大きな役割を 果たしていくことは、間違いないでしょう。そうした 状況の中で、こうしたNPO支援活動とまちづくりを絡 めた取り組みが、地域の核として育っていくことが期 待されます。

#### 表 3 活動分野の全国との比較

	北海道(%)	全国 (%)
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	49.5	50.9
社会教育の推進を図る活動	6.2	5.6
まちづくりの推進を図る活動	11.3	6.8
文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	11.3	8.2
環境の保全を図る活動	9.6	9.9
災害救済活動	0.0	1.4
地域安全活動	0.0	0.7
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	0.0	0.7
国際協力の活動	4.8	6.0
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	0.3	0.7
子供の健全育成を図る活動	3.4	6.1
以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助 言又は援助の活動	3.4	3.2

全国データは、2000年6月発行の特定非営利活動法人の活動・運営の実態に関する調査 より。無回答者は除いている。

表 4 札幌市及び支庁別NPO認証法人数

	NPO 法人数	1法人当たりの人口数	主なまちと人口					
札幌市	119	15,358	札幌市	(1,827,550)				
石狩支庁(札幌市を除く)	18	23,504	江別市	(123,257)	千歳市	(89,718)		
渡島支庁	12	38,775	函館市	(287,807)	上磯町	(37,131)		
檜山支庁	0	-	江差町	(10,829)	上ノ国町	(7,294)		
後志支庁	14	18,801	小樽市	(150,055)	余市町	(23,691)		
空知支庁	7	55,176	岩見沢市	(84,811)	滝川市	(47,073)		
上川支庁	18	30,646	旭川市	(363,604)	名寄市	(27,573)		
留萌支庁	4	16,471	留萌市	(28,680)	羽幌町	(9,434)		
宗谷支庁	1	80,472	稚内市	(43,692)	枝幸町	(8,102)		
網走支庁	8	42,143	北見市	(112,039)	網走市	(42,455)		
胆振支庁	15	29,186	苫小牧市	(173,082)	室蘭市	(103,594)		
日高支庁	1	86,076	静内町	(23,174)	浦河町	(16,412)		
十勝支庁	26	14,021	帯広市	(174,762)	音更町	(40,722)		
釧路支庁	10	27,833	釧路市	(192,395)	釧路町	(22,832)		
根室支庁	3	29,166	根室市	(33,498)	中標津町	(23,640)		

主なまちは人口が多い上位2市町、人口は100年11月末現在の住民基本台帳による。

### Case Study @ furano

#### 地域事例 **\*01**

# 舞台創りから、

# ふらの演劇工房まちづくりへ



1998年12月にNPO法が施行され、翌年2月、全 国で第1号のNPO法人として認証されたふらの演劇 工房。全国初のNPO法人というだけでなく、富良野 演劇工場の運営を受託したことで、公設民営の劇場 運営でも話題になりました。

行政との連携で地域の文化活動を支えるNPO法人 として期待が高まる、ふらの演劇工房を訪ねました。

全国初のNPO法人が富良野に誕生

富良野市は、テレビドラマ「北の国から」の舞台 になっているまち。まちには、ドラマの脚本を手が ける倉本聰氏が主宰する「富良野塾」の拠点があり、 脚本家や俳優を目指す若者たちがまちを訪れていま した。しかし、卒業後は活動の場がないため、東京 に戻ってしまいます。そうした塾生たちを地元でサ ポートしようと、地域住民による応援団ができてい ました。

一方で、富良野市には演劇という財産があるのに、 地域のなかで、うまく生かされていない現実があり ました。応援団の人々は、演劇を通じて、子供から 大人まで楽しめるような取り組みが、何かできない かという思いを感じていました。

そうした思いを一歩前に進めようと、有志が集ま リ、'97年9月に富良野演劇文化財団設立準備会を発



木々のなかに静かにたたずむ富良野演劇工場は、JR 富良野駅から車で10分程度



富良野演劇工場の舞台

足させます。当初は、財団法人設立をもくろんで準 備会を立ち上げたのですが、翌年、NPO法が国会を 通過したことから、NPO法人として法人格を取得し ようと、方向転換したのです。

それ以前に、準備会では、なぜ法人格が必要なの か、活動の目的は何なのか、ずいぶんと議論を重ね ています。そうした議論を経たのち、東京でNPO法 人の勉強会に参加する機会を得た篠田信子さん(現 ふらの演劇工房事務局長兼富良野演劇工場長)は、 自分たちが目指すべきはNPO法人だと確信したとい います。

当時、すでに演劇にかかわるさまざまな活動をし ていた経験から、法人格を得たかったのです。例え ば、学校関係者と交渉をする際も、法人格があるの とないのとでは大違いです。任意団体であるために、 活動の幅が広がらなかったのです。そのため、当時 の選択肢のなかから財団法人を考えていたのですが、 そこに登場したのがNPO法人でした。財団設立に比 べれば、基本財産を集める必要もなく、市民にとっ て身軽に取り組めることがNPO法人の魅力でした。

また、これまで活動目的を深く議論してきたなか で見えてきたことは、演劇を通して、その楽しみを 多くの人と共有しようという、全市的な広がりを目 指すことでもありました。演劇というと、ある種マ ニアックな人たちだけが楽しむものと思われがちで す。しかし、演劇には、観るだけでなく、創るとい う違った楽しみ方があります。子供からお年寄りま で一緒に楽しむ手段を演劇に求めただけと考えてい たのです。その楽しみをみんなで共有するうちに、 自然とまちが生き生きし、次代のまちづくりに結び 付くことが理想です。ですから、市民活動の手段と してNPO法人という組織は、打ってつけでした。

当時は、NPOの認知も低く、前例のない組織であ っただけに、反対意見も多くありました。しかし、

なぜ法人格を取得するのかについて、深く議論して いたこともあり、他の人々の理解も得ることができ

財団法人設立のための準備をしていたので、NPO 法人申請の書類作りは、財団の書類作りに比べてそ れほど大変なものではありませんでした。書類を整 えて、NPO申請開始日の'98年12月1日に道庁に出向 き、提出、受理されます。そして約3ヵ月後、全国 初のNPO認証法人となったのです。

#### 舞台を創る場「富良野演劇工場」

ちょうど、このころ、行政側では、市内に劇場を 建設する構想を進めていました。当初から運営は、 民間委託を想定していましたが、その委託先として、 ふらの演劇工房に白羽の矢が立ちます。NPO法人と してスタートしたふらの演劇工房は、その後、行政 や劇場建設にかかわった倉本氏との話し合いを経て、 '00年4月、新たに建設される富良野演劇工場の管 理・運営を受託することになり、公設民営の劇場が 生まれることになりました。

劇場建設の過程では、演ずる側、あるいは舞台を 創る側に立って、倉本氏がさまざまなアドバイスを しています。おそらく、演劇人にしてみれば、非常 に贅沢な劇場といえるでしょう。暗転時に舞台が真 っ暗になるようにした黒の内壁、ゆったりとした舞 台の両袖、観客全員が前の人の頭が邪魔にならず舞 台の床まで見えるようにした勾配のきつい客席、 広々とした楽屋、本番前に役者やスタッフがリラッ クスするためのグリーンルームの設置など・・・。一 度、ここで舞台を踏んだ役者はみな、「ぜひまたここ で」と声をそろえるといいます。

また、「富良野演劇工場」という名の通り、ここで は、演劇を創ることに重点をおいており、建物の4分 も特徴です。

建設工事中に作業員から「これは今何を作ってい るんですか」と質問されたことから、倉本氏は、建 設作業員を前に、この工場がどんなものか、施設の 使い方、どんな活動がなされるかについて講演を行 っています。「この建物は、今建ててくださっている 皆さんが、最初の創造活動をしている場です。最初 の、ここでのソフト創りに参加しているクリエータ ーなんだということを、どうか認識していただいて、 良いものを、ぜひとも創っていただきたいと思いま す」と倉本氏は講演の最後を飾っています。完成し た富良野演劇工場の入り口には、建設にかかわった すべての人々の名前が刻まれたプレートが飾られ、 モノを創る楽しみを知っている倉本氏ならではの演 出を感じさせます。

一方、富良野演劇工場は、民間委託を前提に計画 された施設であったため、市民にも計画が公開され、 市民の意見も盛り込まれています。子供連れでも演 劇が楽しめるように防音ガラス貼りの親子室が追加 されるなど、工場は、創る側・演ずる側だけでなく、 観客側への気配りもされています。建設期間中には、 入り口付近の石畳の石を積み上げる作業を市民参加 で行うといった趣向も凝らされました。

また、ふらの演劇工房では、これまで行政が行っ てきた文化施設の管理・運営方法では、本当に市民 が利用しやすいものにはならないと考えていたこと から、新たに富良野演劇工場の管理・運営のための 条例を制定してもらうことにもなりました。そうし た努力が実り、同工場は24時間使用が可能になるな ど、使い勝手の良い文化施設としてスタートを切り ました。

建設過程に盛り込まれたさまざまな工夫、行政で はなかなか実現できない利用者のニーズに沿った管

の3が舞台を創るためのスペースになっていること 理と運営など、NPOだからこそできた前向きな取り 組みといえるでしょう。

#### ボランティアのあたたかな心が、黒字を支える

ふらの演劇工房の年間予算は5,000万円程度。演 劇工場の管理・運営受託費が2,000万円、残りは自 主事業と、補助金やその他の受託事業、会費収入と なっています。

会員数は500人程度で、会費収入は全体の1割にも 及びません。初年度は、あえて一人ひとりにふらの 演劇工房の趣旨を説明し、個人会員を募る方法を取



市民の意見で設置された防音の親子室。子供がどんなに騒いでも、劇場内 には音がもれない。劇場内の音は、ヘッドホンで聞くことができる



工場内売店の商品は、ボランティアの手作り作品も。ふらの演劇工房と 宮良野演劇丁場の名前が刻まれたオリジナル商品もある

り、郵送での受付や法人会員は受け付けませんでした。「演劇工房なんて聞くと、何か得体の知れない団体に思えるでしょう。だから郵送で簡単に済ませたくなかった」と篠田さん。現在は、正会員のほか、友の会という準会員制度も設けています。

年間予算5,000万円規模で、収支上は黒字決算となっていますが、それはボランティアの存在が大きな要因です。

ふらの演劇工房では、公演時のお手伝いから、軽 食・喫茶コーナーの企画・販売、託児、清掃、ポス ターやチラシの配布など、さまざまな形でボランティアとして参加することができます。演劇を知らな くても、役者やスタッフの食事を作ったり、売店で 販売する手芸品を作るなど、おのおのができること



昨年夏に行われた映写技術ワークショップの様子



富良野演劇工場で行われた市民劇「カトーを待ちながら」

でボランティア協力することが基本で、だれもが気軽に参加できるのです。現在は市内のほか、東京や札幌、旭川などからも登録が増え、120名ほどのボランティアスタッフが登録していますが、意外にも演劇好きのボランティアはそれほど多くはありません。特に市内在住のボランティアスタッフについては、工場オープン前に、何度も茶話会を開催し、富良野演劇工場やボランティアについて考える機会があったことで、ずいぶんと理解を得ることができました。

そんな経験があったからか、これまでは「ボランティアのみなさんが、軌道に乗るまでお金はいらないといってくれた」(篠田さん)こともあり、全くの無償でした。しかし、今後は、交通費を支給するなど、ボランティアスタッフにも、少しずつ報酬を支払っていけるように努力しているところです。「ボランティアの皆さんの好意もあり、これまでは赤字を出さないように工夫してきたのですが、今後は、必要な人件費はきちんと出していくようにしなければ長続きしません」と篠田さんはいいます。

確かに、劇場の運営・管理を行政が自前で行っていれば、受託分の年間2,000万円という額は、人件費で消えてしまうでしょう。ふらの演劇工房の運営では、その他の受託事業収入や緊急雇用対策資金の導入、不要になった学校の備品を利用して経費を削減するなど、赤字を出さないために、智恵を凝らしている様子がうかがえ、今後の行政側のさらなる支援が望まれます。

#### NPOで質の高いソフトづくり

富良野演劇工場は、JR富良野駅からタクシーで10 分程度。市街地からは離れていますが、自然のなか にたたずみ、心が落ち着く空間です。地元の方から は市街地から遠いとの声もあるようですが、冬は真 っ白な雪に、夏は緑に囲まれていることが、富良野 演劇工場の特徴でもあります。また、タクシー利用 や市内の宿泊施設利用など、今後はさらに経済的な 波及効果も期待できるでしょう。

昨年は、小学生から大人までを対象に、次代の演劇人を育てようと新たに工場内で演劇アカデミーが開校され、舞台創りの工場として、着実に前進している様子がうかがえます。また、演劇、和太鼓、映写技術など、各種のワークショップも開催されており、舞台芸術活動の裾野を広げる人材育成の場としても、道内外に少しずつ知られるようになりました。

演劇を見るだけでなく、参加して創る市民劇の開催や、演劇好きでなくても参加できるボランティア活動など、市民が新しい生きがいを見つけるきっかけになっていることも間違いありません。これまでの苦労話を語りながらも、非常に生き生きと、楽しそうに受け答えしてくれる篠田さんを見て、それを実感しました。

これまで文化にかかわる行政の対応は、ハード先行型で、ソフトが伴わない場合が少なくありませんでした。せっかく建設した施設も、利用時間の融通がきかないなど、地域住民が利用しやすいものではなかったといえるでしょう。しかし、利用する側の市民が管理・運営をすることで、より使い勝手の良い、生きた施設に変わっていきます。NPOと行政が連携することで、より質の高い文化活動、よりニーズに合ったソフトづくりが実現できるのでしょう。そして、それが人づくり、まちづくりにつながっていくことが、ふらの演劇工房が目指す姿のようです。

「NPOを取得したいと問い合わせてこられる方には、なぜNPOを作るのかだけは時間をかけて議論してくださいとお話ししています。そこを議論しないと後からが大変です。目標を見失わないようにしようと常に考えています。そのため、行政に対しても、

対等な立場で意見を言わなければなりません」という篠田さん。

今後、芸術文化にかかわる分野は、人づくり、まちづくりのなかで、大きな要素の一つとなっていくことでしょうが、行政のかかわり方が難しい分野でもあります。市民自らが自発的に活動を進めるNPOという組織が核となることによって、その魅力ある展開が期待できるのではないでしょうか。



これまでは主婦だったという、ふらの演劇工房事務局 長兼富良野演劇工場長の篠 田信子さん。楽しそうに話 してくださる様子は、NPO が、今までとは違った生き がいの場を発見させてくれ ることを教えてくれる

#### NPO 特定非営利活動法人 ふらの演劇工房

住所 電話 0167-22-3800 (工場: 0167-39-0333) HomePage 正会員 年会費 10,000円 友の会会員 年会費 3,000円

友の会会員 年会費 法人会員 一口 ボランティア登録 無料

員 一口 10,000円 録 無料

14 KAIHATSUKOHO EXTRA NUMBER マルシェノルド KAIHATSUKOHO EXTRA NUMBER マルシェノルド

3.160ヘクタールの広さを持つ浜中町の霧多布湿 原。釧路湿原、サロベツ原野に続き、国内3番目の広 さを誇ります。また、花の湿原と呼ばれるほど、夏 には、美しい花が咲き誇ることでも知られています。

この湿原を次代の子供たちに残そうと、霧多布湿 原のナショナルトラストが始まっています。その活 動を担っているのが、NPO法人霧多布湿原トラスト です。

## NPOが担う、 ナショナルトラスト

霧多布湿原トラスト



#### ほれた会からファンクラブ、そしてNPOへ

霧多布湿原トラストの前身は、今から20年ほど前 にさかのぼります。

現在、同法人の事務局長を務める伊東俊和さんが、 喫茶「てんぼうだい」を1982年に開店します。東京 出身の伊東さんは、霧多布湿原に魅せられ、それま で何度も旅人として湿原に通っていましたが、会社 を辞め、浜中町に移り住むことにしたのです。これ まで自分が湿原を見にやってきた時、ゆっくり休む 空間がなかったことから、湿原を見渡せる場所に店 を構えました。

そのうち、湿原を愛する人たちが店に集まってく るようになり、みんなで湿原を楽しもうと、'84年に 「霧多布湿原ほれた会」を結成します。この会では、 花見や釣り、ジャム作り、歩くスキー大会など、湿 原を舞台にして、いろいろな遊びを楽しみました。

ところが、時間がたつうちに、湿原周辺の開発が 進んでくるようになりました。湿原周辺はほとんど が民有地で、企業がその土地を購入しようという動 きが出てきたのです。そこで、湿原を遊びのフィー ルドとしてとらえるのではなく、次の世代へ引き継 ぐ活動が必要ではないかということになり、'86年に はほれた会を解散し、新たに「霧多布湿原ファンク ラブ」を結成します。

霧多布湿原を次世代へ引き継ぐということは、周 辺の民有地を開発から守ることと同じです。そこで、 ファンクラブでは、湿原周辺の民有地が宅地開発な どに充てられないように、土地を所有者から借り上 げます。買うのではなく、借りるというユニークな 手法が注目を集めたこともあり、ファンクラブ会員 は、結成1年目で1,000人を超えました。クラブが発 足して6年後の'92年には、第10回朝日森林文化賞を 受賞するなど、社会的な信用も増し、全国的に認知 も広まっていきました。

ところが、今から数年前、ファンクラブは新しい 転換期にさしかかります。土地を貸してくれていた 地主さんたちが高齢化し、土地の相続問題が出てき たのです。なかには「自分の目の黒いうちに、ファ ンクラブで買ってほしい」という声も聞こえてきま した。しかし、責任や継続性を考えると、任意団体 であるファンクラブで土地購入に踏み切ることはで きません。行政が土地を買い上げてくれればという 願いもありましたが、地方財政が厳しいなかでは、 湿原の保全よりも、福祉や産業振興など優先しなけ ればならない事業があります。

> 1 ナショナルトラスト 1895年、イギリスに設立されたのが始まり。 市民から寄付金や寄贈を募ることにより、土 地や建物を買い取ったり、あるいは保全契約 を結ぶことで、貴重な自然や歴史的価値のあ る建物を保存・公開し、後世に伝えていこう とする環境保全活動。

湿原写真撮影:北村康春(霧多布湿原トラスト協力者)

ちょうどそのころ、NPO法案が国会を通過します。 さらに、NPOの先進地域であるアメリカ・サンフラ ンシスコへの研修ツアーがあることを知り、メンバ -の1人がツアーに参加。このツアーを経験したこと で、NPO法人として目標の形が見えてきました。

そして、ファンクラブを一旦解散し、'99年9月に 新たに「霧多布湿原トラスト」としてNPO法人の申 請を行い、翌年1月に認証されたのです。

#### 基本は"ファンづくり"

ほれた会、ファンクラブ、そして現在の霧多布湿 原トラストまで、一貫しているのは、"ファンづくり" に主眼を置いていることです。自然保護の団体は、 とかく、"開発反対"の姿勢が強く打ち出され、開発 する側と対立する図式が多く見受けられます。

しかし、霧多布湿原では、"開発反対"ではなく "自然を残すの賛成"という姿勢が貫かれています。 浜中町に移り住むまで食品メーカーに勤務していた 伊東さんは、商品のシェアを伸ばすためには、ファ ンを増やすことが一番だと実感していました。それ を霧多布湿原に当てはめてみると、ファンが増えれ ば、みんなが湿原を残したいと思うようになり、自 然保護を声高に叫ばなくても、自主的に湿原を守る 活動が生まれてくるはずだと考えたのです。

そうした姿勢は、自然保護活動のハードルを低く したともいえます。専門知識がなくても、ただ「こ こが好きだから」という気持ちさえあれば、だれで も参加できたからです。ファンクラブの解散時には、 会員メンバーは4,000人を超えていました。

NPO法人に衣替えしてからは、会員数は'02年1月 現在で1,900人弱。当初は、確実な会費収入を得よ うと、会費を自動振替のみで受付していました。し かし、現地にやってきて、その場で会費を支払って

入会したいという声も多く、現在は自動振替だけで なく、現地での入会受付も行っています。

#### 多彩な活動内容

霧多布湿原トラストは、ファンづくりのほか、湿 原周辺の民有地の保全活動、環境教育活動などを行 っています。

保全活動については、NPO法人としてスタートし た要因の一つでもある、周辺民有地の購入を行って おり、'02年1月現在、緊急に保全すべきと考えられ る200ヘクタールのうち、18ヘクタールほどを購入 済みです。また、壊れてしまった自然を修復しよう という活動も保全活動の一手法です。昨年からは、 コンブ干場などのために埋め立てられた湿原の修復 を図り、植生などの復元状況を3年かけて調査する 事業がスタートしています。

しかし、民有地の購入や修復作業などはいずれも対 症療法で、何よりもこの活動で重要なことは、環境教 育だと考えられています。自然環境の大切さを知って いれば、だれも自然を壊したりしないからです。修復 作業の過程に地元中学生を巻き込むなど、地域の人々 が参加しながら、身体で覚えていくような活動や、そ の仕組みも徐々に構築されつつあります。

'01年度は、民有地の買い取りや植生調査など、約 1,500万円の事業を見込んでいますが、「今後は、土 地の買い取りがゼロの年もあるでしょう。しかし、 こうした活動は、買い取りに至るまでの啓蒙活動に、 意外と費用がかかるのです」と伊東さん。これまで のファンクラブでの実績があるからこその実感でし

また、霧多布湿原トラストでは、事務局を兼ねて、 いろいろな人が集える喫茶店形式のインフォメーシ ョンセンターを設けています。地元の大地みらい信



事務局長を務める伊東 さんは、町営の霧多布 湿原センターに勤務。 センターとNPO法人の 活動を有機的に結び付 け、環境教育を進めて



霧多布湿原インフォメーションセンター。ここは軽食、ドリンクがオーダーできる喫茶 店形式で、地元素材を使ったメニューが「おいしい」と評判になっている

金(当時は厚岸信金)の融資によって建設されたもので、センターには、理事長を務める三膳時子さんが常駐し、会員との交流の場になっています。また、収益事業の一環として、地元産品の販売も行っています。

#### 霧多布湿原トラストとまちづくり

霧多布湿原を通じた自然保護の活動は、まちづくりにもつながっています。ちょうどファンクラブが発足した'86年、町内に「浜中21世紀プラン会議」が結成され、酪農家、漁師、商店主、教師、公務員など、異業種の青年たちによるまちづくりサークルが生まれました。サークルには、ファンクラブメンバーも多く参加していたことで、自然を生かしたまちづくりに向けて少しずつビジョンが描かれ、'98年に「はまなかエコミュージアム構想」という報告書が作成されました。

また、プラン会議やファンクラブメンバーたちは、 観光客が滞在できるようなメニューの提供と、環境 教育を進めるために、環境教育をベースにしたくつ ろぎと滞在を演出してくれる、アメリカ型のビジタ ーセンター的な機関が必要だと町に提案する機会もありました。その後、その提案は総合計画に位置付けられ、'93年5月に霧多布湿原センターがオープンします。霧多布湿原トラストの事務局長である伊東さんは霧多布湿原センターに勤務しているので、互いに連携を取りながら、機動的な活動が展開できるようになっています。

ファンクラブ時代の長い活動実績があることで、 町民にも徐々に霧多布湿原の魅力は伝わっています。 しかし、残念ながらファンクラブからNPOの霧多布 湿原トラストに変わって、何が変わったのかという ことがまだ理解されていないという悩みと、町内在 住の会員が100名足らずという課題もあります。

この点については、収益事業として位置付けられている地元産品の販売などを通じて、NPO法人と、地域の一次産業従事者らが、互いに利益を共有し合うことで、理解が深められていくように思います。昨年末には、会員への告知と、ホームページを活用して、地元の昆布とチーズを箱詰めしたトラストパックを通信販売し、評判も上々だったといいます。

「自然を残した方が気持ちもいいし、経済的にも 豊かになる構造に変わっていかないと」という伊東 さんの言葉に、自然保護とまちづくり、そして産業 振興につながるカギがあるように思います。

#### 民間企業のバックアップと7名の輪

ほれた会、ファンクラブ、そしてNPOである霧多布湿原トラストと、20年にも及ぶ長い活動実績は、そう簡単に真似できるものではありません。

その影には、継続的な資金支援が、一つの大きな力になっていました。ほれた会では、さまざまな遊びとともに、湿原の魅力を知ってもらおうと、月に1回、会報を作成していました。その印刷費7万円を



三膳理事長の笑顔は、スタッフだけでなく、会員の心のよりどころにもなっている。湿原の素晴らしさを語り始めると、表情が生き生きしてくる

広告出稿の形で支えてくれたのが、伊東さんが以前 勤めていたマヨネーズの(株) キューピーでした。

また、NPO法人になってからは、産業団体会員として町、農協、漁協が加入、さらには地元に工場を持つタカナシ乳業(株)や、世界的なヘルス企業のニュースキンジャパン(株)からの寄付も受け、活動に弾みがつきました。

市民活動のなかで、企業や行政との協働は、活動を広げるために重要です。

また、活動を担うスタッフの団結も欠かせません。これまで活動の核になるメンバーは常に7名。漁師、林業、宿のオーナー、行政マン、僧侶、商店主など、転勤でメンバーが入れ替わることはあっても、この数は変わりませんでした。意思疎通がうまく図れ、また決めごとも多数決で決定できます。伊東さん以外は、みな地元の人たちで、ファンクラブ時代の土地借り上げの際には、地元ならではの人脈が大きな力になったといいます。

NPO法人に衣替えをする際、だれが理事長になるかは、ずいぶんと検討しましたが、あえて女性の三膳さんが就任することになりました。今後は、土地の購入にかかわることになり、利害の問題にも足を踏み入れるわけです。また、湿原の保全上、難しい局面にぶつかることも想定されます。そんなとき、明るくスタッフをまとめ、常に一市民の立場で答えを導き出せる適任者が三膳さんでした。

「ファンクラブの会員の方と接するようになって、 私も初めて霧多布湿原が全国的にも珍しい場所だと 知ることができました。今では、本当に素晴らしい ところに住んでいると実感しています。任意団体と は違い、今は時間がたつごとに、責任の重さを感じ ています」という三膳さんの笑顔からは、湿原を愛 する心があふれ出て、7名の主要メンバーが、理事長 就任を納得したことがうなづけます。

#### ナショナルトラストをNPOが

情熱と意欲で活動してきたファンクラブ時代から、 公益法人として新しい一歩を踏み出した霧多布湿原 トラスト。「アメリカでは大学生の就職先の一つとし てNPOが考えられています。我々もいつかそのよう になりたいと思っています」と伊東さん。

わが国のこれまでのナショナルトラスト活動は、 市民権を得るまでに裾野が広がっていたとはいえないでしょう。しかし、「好きだから」という霧多布湿原トラストの姿勢は、ナショナルトラスト活動をより広げていくための大きなポイントのような気がします。さらに、NPO法人が、その活動を担っていくことで、より多くの市民が関心を持ち、日本型の新しいナショナルトラストを展開していくきっかけになるのではないでしょうか。

また、ナショナルトラストに代表される自然保護 関連の分野だけでなく、日本では、イギリス型の公 益信託制度 トラストというものが、うまく定着し てこなかった背景があります。日本では、民法上の 財団法人、社団法人がこの公益活動の担い手でした。 しかし、NPO法の登場を機会に、イギリス型のトラ ストが、法人格を持ったNPOによって展開されてい く兆しが見えてきたような気がします。

> NPO 特定非営利活動法人 **霧多布湿原トラスト** 住 所 電 話 0153-62-4600 ome Page http://www.1.ocn.ne.ip/ wetlands/

Home Page http://www.1.ocn.ne.jp/ wetlands/ サポーター会員 年会費 1,000円 法人会員 年会費 10,000円

## ボランティアと NPOの両輪で、 介護福祉の充実を

#### たんぽぽの会とわたぼうしの家



の家の会長を兼務する岩渕



たんぽぽの会とわたぼうしの家の拠点。2階は、この空間を提供してくれた福嶋医院長の自宅

高齢化時代の到来とともに、老人介護が大きな社会問 題として論じられるようになり、2000年4月には、介護 保険制度の運用が始まりました。そうしたなかで、営利 を追求する民間の介護事業者ではなく、非営利で心のこ もった介護を展開しようと、介護福祉分野でNPO法人 の設立が目立っています。道内でも保健、医療又は福祉 の増進を図る活動を中心に据えるNPO法人は約5割を占 めています。

釧路市には、痴呆などの障害を持つ高齢者と家族を支 える会として15年以上の実績を持つ「たんぽぽの会」 と、その会を基盤に新たにNPO法人として立ち上げた 「わたぼうしの家」があります。両輪で、介護の社会化 を目指す取り組みを取材しました。



普段は台所に立ったことのない男性も、ゎ たぼうしの家のデイサービスではリンゴの 皮むきを上手にこなす。家族も驚いている

#### 介護者の共倒れを防ぐことから始まった

たんぽぽの会は、「父さんを殺して私も死にたい」と いう1本の相談電話をきっかけに、在宅で痴呆症のお年 寄りを介護する家族の共倒れを防ごうと、同じ悩みを持 つ家族の会として、1985年6月「釧路地区呆け老人を抱 える家族の会」(通称たんぽぽの会)として発足しまし た。当時は、ようやく老人問題が社会的に関心を持たれ るようになったころで、老人に対する社会サービスも乏 しい時代でした。介護方法も、家族が体験のなかから独 自に見出していたという状況です。北海道内では、1年 ほど前に、札幌で呆け老人を抱える家族の会が発足した ばかりで、他市町村でも、このような会はまだ発足して いませんでした。

会では、発足後、介護家族者同士の交流を図りながら、 呆けについて学んだり、会員の家庭を訪問したり、また、 介護者の疲労回復のためにハイキングや温泉旅行などを 行っていました。同時に、老人たちを預かる託老所設置 の請願書を議会に提出、'87年には電話相談室の開設な ど、当事者が感じたなかから、介護福祉にかかわるさま ざまな活動を展開していきます。

'90年には、呆けだけでなく、寝たきりなど、障害を 持つ老人も含め、また、家族だけでなく、市民相互に支 え合う幅広い取り組みにしようと、「釧路地区障害老人 を支える会」に改名。その後、社会福祉協議会と共催で、 「わたぼうし託老」(デイサービス)の定期開催もスター トし、活動の幅を広げていきました。

会員の母親が痴呆による徘徊で亡くなったことをきっ かけに、行方不明老人の発見と保護を迅速に行う「SOS ネットワーク」もたんぽぽの会が呼びかけてできた仕組 みです。これは、痴呆老人が所在不明となったとき、警 察に電話をすれば、保健所や消防署、交通機関、地元 FM局などへ即座に情報が流れ、タクシー、郵便局、ガ ソリンスタンド、町内会など、さまざまな機関や人々が 協力して、行方不明老人を捜索するものです。老人を保 護した後には、必要に応じてアフターケアのコーディネ ートチームが結成され、その後の相談にも応じてくれる ようになっています。794年にスタートしたこのネット ワークは、全国的に注目され、その後、警察庁の指示で、 760以上('00年12月現在)のネットワークの仕組みづく りが行われました。

'98年には、社会福祉・医療事業団の助成金で、介護 者の実態調査を実施。介護者の生の声を世に送り出すな ど、会の活動も、家族の会としての枠組みを超え、制度 の充実など、社会的な取り組みとして内外から高く評価 されるようになりました。

#### NPO法人申請の背景

たんぽぽの会の活動は、介護保険制度の導入とともに、 転換期を迎えることになります。たんぽぽの会とともに さまざまな活動を実施してきた社会福祉協議会が、介護 事業者となり、これまでと同じような対応が難しくなっ たのです。同協議会を通じて会に支給されていた助成金 も手当てされなくなりました。同協議会と共催で行って いた、大きな活動の一つであったデイサービス「わたぼ うし託老」の開催も困難になってしまいました。行政側 は、法人組織であれば良いが、任意団体であるたんぽぽ の会に、助成金は支給できないといいます。これまで利 用していた活動拠点も使えなくなってしまいました。

そんな時、行政から法人化に向け、NPO法人申請のア ドバイスがあったのです。

それと同時に、介護保険制度の隙間も見えてきていま した。重症の寝たきり老人や精神障害・知的障害のある 老人、経済的な問題など、ふるいにかけられて、介護保 険を利用できない人たちがいたのです。

介護保険制度導入とともに、一度は託老活動を止めよ うと考えていたたんぽぽの会に、続けてほしいと涙声で 訴える人もいました。そこで、会では、これを継続させ るため、問題を一つずつ解決していくことにしました。

託児所があるのであれば、老人を預かるの は託老だろうと、たんぽぽの会が考案した 名称。介護されているお年寄りと、介護者 である家族とともに1日を過ごすデイサーと スのはしりでもある。





大きな難関は拠点探しでした。これまで利用していた 拠点が使えなくなり、空き家を探し歩いていた時、市内 で開業していたふくしま医院の移転を知ります。たんぽ ぽの会の岩渕雅子会長が「ほとんど飛び込み」で福嶋誠 医院長に医院跡の借用を願い出たところ、福嶋医院長は、 これまでの会の活動をよく知っており、即座に無料で10 年間の貸与を約束してくれたのです。

活動拠点を得たたんぽぽの会では、法人化に向けて、 NPO法人の認証を目指すことになります。

たんぽぽの会とは別組織でNPOを立ち上げ

NPO法人の申請を行うため、役員らは、各種研修会へ の出席や、文献の購読など、独自に勉強を進めていきま した。

NPO法人を目指すもう一つの意義は、介護の担い手の 減少と高齢化問題を解消する狙いがありました。介護家 族やボランティアらが高齢化しており、新しい人材がな かなか増えないという悩みがあったのです。介護はその 地域に住む市民みんなで取り組むべきものではないか、 ならば介護に関して興味を持ってもらおうという思いが あったのです。

しかし、NPOについて知識を深めていくと、NPOと いっても普通の会社とあまり変わらない、経営的な視点 が必要だということが分かってきたのです。すでに高齢 化が進むたんぽぽの会のスタッフにとって、それは非常 に負担でした。一時は、NPO申請を断念しようとも考え ました。

ところが、すでに活動拠点の整備も終え、いつでも託 老ができるような環境が整っています。介護家族からの 強い要望もあります。いろいろと悩んだ末、当事者の団 体であるたんぽぽの会は継続し、それとは別組織として NPO法人「わたぼうしの家」を立ち上げるという結論に 至りました。たんぽぽの会の精神を引き継ぎつつ、市民 活動として展開していくために、わたぼうしの家は、こ

れまで会で活動してきた若手スタッフが中心メンバーに なっています。また、たんぽぽの会の会長である岩渕さ んが、わたぼうしの家の会長を兼任し、両組織の中心的 な橋渡し役となっています。

たんぽぽの会は、これまで、当事者自らが体験したな かから、行政に対し要望書などを提出してきました。任 意団体であるだけに、自由な発言の場を守り、また、介 護者の声をつないでいく役割があります。一方で、事業 を運営しながら市民活動として広げていくには、その余 力がないのが現実でした。担い手不足など、課題に突き 当たるなかで、事業収入から報酬が出るような仕組みが できれば、次代を担う若者にも興味を持ってもらえるの ではないかという思いが、NPOには託されています。

現在の活動の様子

わたぼうしの家は、'00年11月にNPO法人として認証 され、たんぽぽの会の「わたぼうし託老」を引き継いだ 「わたぼうし宅老」の実施のほか、昨年は、介護保険事 業者としての営業も開始しました。痴呆専用の通所介護 事業である「あったか・ミニディ」もスタートしていま す。また、独居老人に対して声かけ訪問を行ったり、ソ



わたぼうしの家のデイサービスは、お年寄りに強制しないことが特徴。そのせいか、みんな表 情も生き生きしている

バ打ち・しめ縄教室・ホームコンサートといった、地域 の交流の場としての「地域づくり教室」を開催するなど、 広がりのある活動が始まっています。

一方で、たんぽぽの会では、介護保険制度の実施や、 市民活動として展開できるわたぼうしの家の設立など、 一定の目的は果たせたと判断し、もう一度原点に戻って、 介護家族と高齢者を支援する活動を中心に、無理のない 活動を続けていこうと新しい歩みを始めました。'00年 には、介護の現場で顕著な活動を続ける団体や個人を表 彰しようと創設されたばかりの「第1回毎日介護賞」(毎 日新聞社主催)を受賞しています。全国でも3団体のみ の受賞という快挙で、15年間の活動が評価されました。

わたぼうしの家とたんぽぽの会は、ともに会員が約 240人程度。相互の重複は10人程度と少なく、互いに違 った層の会員構成になっています。このことは、新しい 担い手の発掘や市民の認識を高めるという当初の狙いに 沿った展開に進みつつあることを感じさせます。

市民を巻き込んだグループホーム建設を

昨年、わたぼうしの家が精力的に展開したのは、痴呆 性高齢者グループホーム建設のための活動でした。もと もとは、たんぽぽの会で実施してきた託老を発展させた 形で、「家族の思いをいっぱい詰めこんだたんぽぽの家 を」という願いを持っていましたが、家族だけではなく、 市民活動として広く働きかける事業であるべきだとの思 いもあり、グループホームの建設は、わたぼうしの家に 引き継がれます。

グループホームは、施設とは違い、小人数で共同生活 をしながら、家庭的な雰囲気で介護を行うための住まい としての役割があります。そこで、わたぼうしの家では、 建築家、保健婦、介護福祉士、理学・作業療法士などの 専門家と、公募した市民とのワークショップを開催しま した。専門的な知識を相互に勉強しながら、市民の意見 も取り入れて、自分たちの家を作るのと同じように、平 地域づくり教室でのソバ打ち体験

面図、模型までを参加者がみんなで作り上げました。模 型作りには、採光や、子供たちが気軽に立ち寄れる空間 の確保など、さまざまな工夫が凝らされています。また、 グループホームの名称も公募で「さんぽみち」と決定。 現在、'03年の開設を目指して、資金集めや詳細計画に 取り組んでいます。

資金不足は、NPO法人の課題としてよく取り沙汰され ていますが、わたぼうしの家でもその悩みは同様です。 グループホーム建設については、映画上映会の開催など で資金集めを開始していますが、それだけでなく、宅老 や地域づくり教室など、事業運営の際のボランティアへ の報酬についても悩みは大きいといいます。わたぼうし の家の佐々木幸子副会長は、これまで特別養護老人ホー ムや身体障害者療護施設など、福祉分野で長く職業人と して働いていたこともあり、「働きに見合った報酬をも らうのが当然だと思ってきた」といいます。しかし、現 在は出したくても、報酬は出せません。「報酬を出せば 良いものができるとも限りません。ボランティアの方々 には必ず隠れた能力があります。その可能性をどうやっ て出していただけるかが、これからの課題です。いろい る事業を進めるなかで、ボランティアの方々が『自分が 癒されている。わたぼうしの家にかかわって良かった』 といってくれることが、大きな励みです。これは、事業

2 痴呆性高齢者グループホーム 痴呆性高齢者が少人数 (5~9人程度)を単 位とした共同居住で日常生活をスタッフと ともに共同で行い、家庭的で落ち着いた雰 囲気のなかで生活を送ることにより痴呆性 の進行を穏やかにするする住まい。

3 ワークショップ あることをテーマに、いろいろな人たちが 集まり、気楽に意見を出し合って議論し、 課題や問題点をはっきりさせ、問題解決の 方法やプランをまとめるための検討を行う '共同作業の場"。 近年、 住民参加・住民主体 で進めるまちづくり手法として、各地で広

内容をよく吟味してやらなければいけないということだ と思います。ボランティアと介護される側が、互いにか かわることで、共に生きていることを実感しているのだ と思いました。NPOで行う事業の意義は、そういうもの なのかと感じ始めています。

市民が参画することが大切

介護保険制度がスタートしてもうすぐ2年。しかし、 制度の充実だけで、高齢化を取り巻くさまざまな問題は 解決できるのでしょうか。

たんぽぽの会をこれまで発展させ、たんぽぽの会とわ たぼうしの家の会長を兼務する岩渕さんは「たんぽぽの 会は、最初は介護者同士が支え合おうという思いから始 まりましたが、そのうちに、これは社会サービスとして あるべきだと思い、制度を作るような活動に発展してい きました。しかし、いくら行政に呼びかけてもなかなか 進まない。これは、ただサービスを待ったり、受けるだ けでなく、市民がまちづくりに参画して、政策を考えて いかない限り、変わっていかないのだと痛感しました。 でも、急ぎすぎても駄目なんです。15年以上やってき て、確信を持っていえるのは、一人ひとりが体験するな かでしか人間は変われないということ。忍耐強く、いろ いろな人たちを巻き込むように働きかけながら、待つこ とが大切です」と、地道な活動の大切さを訴えます。 「NPOは、新しい価値を作っていく一つの方法だと思い ます。欧米とは文化が違うので、同じものにはならない でしょうが、逆に考えると、自由な枠組みで考えて良い のではないでしょうか」(岩渕さん)。

介護の辛さを少しでもやわらげようという思いからス タートしたたんぽぽの会。たんぽぽの会を基盤にスター トしたわたぼうしの家は、グループホーム建設の過程に、 市民との接点を盛り込むなど、市民が考えたり、何かを 体験する場をしっかりと提供しています。市民参加の場 を設けることで、介護や老人問題にも新しい展開が開け

ていくのではないでしょうか。また、当事者の生の声を 生かした活動を展開するたんぽぽの会と、市民活動とし てのわたぼうしの家が、互いに補い合い、両輪となるこ とで介護福祉の充実が図られることが期待できます。

NPOが、ボランティアの純粋な思いを、新しい社会の 仕組みとして発展させていくことにどこまで寄与できる のか。地道なボランティア活動の基盤の上に、NPOとい う新しい社会の仕組みを活用して、新たな市民連携の展 開の場を作り上げた、この取り組みには、市民活動シス テムとしてのNPOの新たな可能性を見る思いがします。



務める佐々木幸子さんは 介護支援専門員でもある

#### 持定非営利活動法人 わたぼうしの家

住 所 釧路市弥生町1丁目1-33 電 話 0154-41-6144

活動会員 年会費 2,000円(ボランティアのみの会員) 個人賛助会員 - 口 5,000円 団体替助全昌 - 口 10 000円

### NP0

#### |路地区障害老人を支える会(たんぽぽの会)

住 所 釧路市弥生町1丁目1-33 事務局 釧路市緑ヶ岡2丁目2-10 (岩渕方) 電 話 0154-42-2688 (事務局: 0154-42-3059)

1.500円

- п - 口 5,000円

普通会員 年会費 2,000円 個人替助会員 団体替助会員









市民の資金を運用し、北海道グリーンファンド エネルギー政策の未来を拓く 昨年9月、道北の浜頓別町に、日本で初めて、市民 出資による発電用の風車が完成しました。その名も 「はまかぜ」ちゃん。この風車は、NPO認証法人北 海道グリーンファンドの会員らの出資によって建設 されたもの。個人でできる環境にやさしい取り組み を市民に広げようと設立された北海道グリーンファ ンドの取り組みを紹介します。 グリーン電気料金制度を市民に広げる 北海道グリーンファンドは、1999年12月にNPO 法人として認証されました。その母体は、札幌と釧 路を中心に、道内に約14,000人の組合員を抱える生 活クラブ生協です。生活クラブ生協は、もともと生 態系の保全に留意した商品の共同購入を行っており、 安全・健康・環境に配慮した食品を組合員に提供し てきました。'86年に起きたチェルノブイリの原発事 故をきっかけに、放射能汚染食品問題から原発につ いていろいろと学ぶこととなり、また、時期を同じ くして北海道の泊原発建設計画がスタートしたこと で、脱原発運動も展開してきました。 枚羽根の風車「はまか ぜ」。名付け親は浜頓別 町在住の小学生

24 KAIHATSUKOHO EXTRA NIJMBER VIJ. 5/ T / JI. 1/2 ☑ JL 5/ ⊤ ) JL F KAIHATSUKOHO EXTRA NIJMBER 25 その後、脱原発運動が一次衰退した時期がありましたが、 泊原発3号機建設の話題が持ち上がり、これを機に、抵抗 型の運動から、エネルギーに対して市民が提案していく運 動にならないかと、新しい展開を模索していました。

ちょうどそのころ、欧米では、グリーン電力制度が登場し始めていました。ドイツの電力最大手RWE社では、'96年に電力料金に10%程度を上乗せし、その分を太陽光・風力・小水力発電の基金に充てる制度をスタートさせています。また、アメリカ・カリフォルニア州のサクラメント電力公社(SMUD)では、南西部分の屋根にソーラーパネルを設置し、屋根を提供した人は、電力をスマッドに提供するとともに、環境保護のために割増料金を月4ドル払うという地域の気候に適したユニークな制度が取り入れられていました。

こうした事例を勉強しながら、生活クラブ生協では、 組合員にグリーン電気料金制度を提案できないかを検討 していました。「当初から道内全域の方に参加していた だきたいと思っていたので、ゆくゆくはNPO化して、 外に向かって発信していこうと考えていました。生活ク ラブでは、その前段階の実験的な取り組みとしてスター トしました」(杉山さかえ理事長)。

当時はまだNPO法が成立していませんでしたが、道



北海道グリーンファンドの名がまぶしい風車のナセル(機関室)

内でNPOを推進する会議などに杉山理事長がかかわっていたことから、「これからの市民活動はNPOだという感じがありました」といいます。

電力会社も協力体制を

現在、北海道グリーンファンドの活動の柱であるグリーン電気料金制度は、月々の電気料金に5%上乗せした分を基金として積み上げ、市民共同の発電所づくりに運用しようというもの。上乗せされるとなると、余計に支払うイメージがありますが、同ファンドでは、その分を「節電への意識転換を」と呼びかけます。使用していない電気製品でも、主電源を切らなければ、待機電力がかかります。その待機電力は、電気量の10~15%を占めるといわれ、普段、こまめにスイッチを切るという生活習慣で、電気料金はずいぶん違ってきます。

「月々コーヒー1杯分の寄付で」を合言葉に、簡単に参加できることが、グリーン電気料金制度の利点です。 道内の在住者で、北洋銀行、北海道銀行、北海道労働金庫、郵便局のいずれかの口座振替を利用して電気料金を支払っている人であれば、会員登録をするだけで、電気料金5%分が自動的に引き落としされます。

北海道電力の協力により、会員となった人の電気料金の情報が同ファンドに提供され、そこから5%分をはじき出し、自動振替される仕組みになっているのです。原発を推進する立場でもある電力会社が、こうした取り組みに前向きな対応をしたのは、「電力の規制緩和、自由化などの流れがあるように思います。顧客を獲得するために、市場原理のなかで生まれてきたのが、海外のグリーン電力制度といえます。そうした流れも見込んでいたのではないでしょうか」(鈴木亨事務局長)

グリーンファンド事務局に、北海道電力の電気量の検 針データが流れてきて、そのデータをもとに、ファンド 側が銀行に引き落としを要請するという仕組みなので、 「北海道電力の協力がなければできなかったことです。



生活クラブ生協の理事長も 務めた、北海道グリーンフ ァンドの杉山さかえ理事長

今までにない取り組みですから、主務官庁とのやり取り もずいぶんあったようですが、その辺は非常に協力的で した」(鈴木事務局長)。

市民出資の風車がスタート

'99年末、北海道電力は、風力発電からの電力買い取りを'01年度までに15万キロワットに制限する計画を発表。このことが、北海道グリーンファンドにとって大きな転換期になりました。風車建設には約2億円の資金が必要といわれていました。当初はスタートしたばかりで、ファンド残高は約1,000万円。しかし、この機会を逃せば、次回、いつ自然エネルギーの購入枠が設けられるか分かりません。結局、風車建設の勝負に出ることに。

そこからは、資金集めに奔走です。けれども、認知度が低い、担保がないなどを理由に融資をしてくれる金融機関はなかなか見つかりません。ようやくある銀行が、事業会社を設立して自己資金を6,000万円用意することを条件に、融資の検討をすると回答してくれました。

そこで、会員をはじめ、一般の市民にも一口50万円で出資金を広く募ることに。しかし、「6,000万円も集まるのだろうか。いや、どんなことをしても集めなければ」という大変な思いでのスタートでした。ところが、最終的に集まった資金は、なんと1億7,000万円近く。「こんなに多額の出資金が集まるなんて、ちょっと想像できませんでした」(杉山理事長)。

これほど多くの出資金が集まった背景には、出資者の思いとともに、事務局側の智恵も生きているようです。「今回は、リターンを伴う出資であることに非常にこだわりました。市民出資といっても、ほとんど寄付のようなものでは、こういう取り組みは広がりません。NPOでは出資は扱えないので、事業主体を別に作って、その筆頭株主にNPOがなるという方法を取っています。新しい市民社会を作っていく上では、市民の事業に市民が投資して、リターンを得るということも必要ではないかと

思います。また、少し難しい話になりますが、商法に基づいた、匿名組合の出資という形を取っています」と鈴木事務局長。普通、株式会社に出資すれば、出資者は株主になるのですが、匿名組合による場合は、事業に対して出資者として参加することになります。今回は、北海道電力との契約期間が17年間と決まっているため、期限付きの出資契約となります。

杉山理事長は、「市民に一番欠けているのが、経済的な基盤です。市民の事業、NPOといっても、気持ちはあるけど、お金がないというのがほとんどです。経済的な基盤が伴わないと、運動としても長続きしないのです」と、これまでの経験から、重い言葉を発します。

こうした事務局の努力もあり、風車建設がスタートし、 昨年9月に完成。初めての市民風車が回り始めました。

1 匿名組合 匿名組合とは、当事者の一方(匿名組合員)が相手方(営業者)の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約する契約。経済的には、出資者も共同経営者として営業から生ずる利益の分配にあずかるが、法律的には、営業の主体となり外部に対して責任を負うのは営業者だけで、出資者は背後に隠れるとする制度が、匿名組合。



風車の下には、出資者たちの名前が刻まれている

26 KAIHATSUKOHO EXTRA NUMBER マルシェノルド

#### 資金調達は前向きな姿勢で

北海道グリーンファンドは、事業型のNPOといえま す。NPOというと、どうしてもボランティアのイメージ が付きまといますが、社会的使命が全うされ、生まれた 利益を次なる使命に生かしていれば、事業型のNPOが 存在しても良いのではないでしょうか。

しかし、現実的には、使命を全うするために事業を推 進したくても、融資を受けられない、資金が確保できな いということが、現在のNPOの限界といえるのかもし れません。

鈴木事務局長は、「NPO法人での資金調達というのは、 やはり難しいのが現状です。しかし、匿名組合出資契約 の方法は、資金調達のオプションとして活用できるので はないかと思っています。NPO法人が利益をリターンす ることはできませんが、NPO法人が行う一つのプロジェ クトを匿名組合出資契約するわけです」とアドバイスし ます。事業で得た利益をリターンするので、NPO法人側 も利益を配当される側になり、その資金を新たな公益活 動に役立てることができることになります。

現在、北海道グリーンファンドの会員は、1,200人ほ ど。1,000人を超える会員になると、課題は総会開催の 手続きです。過半数の会員が集まって総会を開催するの は至難の技で、欠席の場合は委任状をもらわなければい けないなど、総会そのものの成立が非常に困難になりま す。そこで、北海道グリーンファンドでは、初年度の総 会開催後、定款を変更し、議決権を会員の申出制に変え たといいます。

現在の課題は、会員のさらなる確保。会員の約750人 が生活クラブ生協の組合員でもあり、一般市民への広が りがまだまだという思いがあるようです。

「私たちの目指すところは、硬直したエネルギー政策 を変えていくための社会制度をどのように作っていくか ということで、電力事業者になろうというわけではあり ません。しかし、実践していくことは非常に大事だと考 えています」と杉山理事長。

現在、道内の他地域で、北海道グリーンファンドの実 践が芽となって、地域の人々がNPOを立ち上げ、同じ ように風力発電などに取り組もうという動きが出てきて います。「北海道は、自然エネルギーの宝庫。エネルギ ーを通じて、地域と市民というキーワードで北海道を元 気にしていきたいと思っています。地域でのそうした取 り組みも、できる限りサポートしていきたいと思います。 と鈴木事務局長。

NPOがエネルギー政策の転換にどこまでかかわれるの か。事業型のNPOがどこまで発展できるのか。今後も 注目していきたい取り組みです。

#### 特定非営利活動法人

#### **比海道グリーンファンド**

住 所 札幌市中央区北4两12ほくろうビル4階 電 話 011-280-1870

Home Page | http://www.infosnow.ne.jp/ h-green/ ブリーン電気料金制度参加会員 個人は電気代の5%(毎月) 団体・法人は任意の料率 ファンド拠出会員 個人は年間1口 5,000円、団体・法人は1口 10,000円

もサポートしていきたいと いう鈴木事務局長



## 上海道の ひがし大雪アーチ橋友の会

# 近代化遺産を守り、

活用する 地域にある近代化遺産を守り、活用していこうと、NPO認証法人取得に動き出している団体があります。

地域住民、研究者、町外のファンなど、さまざまな人た ちに支えられてNPO法人化を目指す、ひがし大雪アー チ橋友の会を取材しました。



の事務局長を務める上土帽

1 近代化遺産 1993年に重要文化財に新たに設け られた種別。これにより近代の土 木施設や産業施設が、国の重要文

化財に指定される道が初めて盟か れた 同年 群馬県碓氷峠にある れんが造りの鉄道アーチ橋群と、 秋田県藤倉水源地の水道施設が、 国の近代化遺産の重要文化財第一 号に指定されている。

Report



11連のタウシュベツ川橋梁は、糠平ダムの建設で水没。季節によって水位が変化し、見えない時期もある(写真提供:角田久和)

28 KAIHATSUKOHO EXTRA NIJMBER VIJ. 5/ T / JI. 1/2 マルシェノルド KAIHATSUKOHO EXTRA NUMBER 29

#### 研究者たちの呼びかけで町民が奮起

上士幌町にあるコンクリート造りのアーチ橋梁群が注 目されるようになったのは、1997年秋に糠平で北海道産 業考古学会主催のシンポジウムが開催されたことがきっ かけです。

アーチ橋梁群とは、国鉄旧士幌線跡にある鉄道橋群で、 最盛期にはこの辺りに66もの橋が架設されていました。 既に撤去されたものもありますが、現在も士幌線跡の 所々に、朽ちたコンクリートのアーチ橋を見ることがで きます。

近代に造られた鉄道橋は、明治期はれんが造りアーチ 橋か、れんが橋脚と鋼桁橋、その後は、コンクリート橋 脚と鋼桁橋のコンビが一般的であることに対して、上土 幌町にあるアーチ橋は、コンクリート打ち放し、さらに、 四連、五連などの多連式のものがあり、また、群をなし て残っていることで、近代化遺産として価値が非常に高 いと、研究者の間で注目を集めていました。

ちょうど、そのころ、旧国鉄清算事業団の解散に伴う 資産処分の問題が表面化していました。何もしなければ、 貴重なアーチ橋が解体されてしまいます。研究者たちが 糠平でシンポジウムを開催したのも、文化的な価値があ るそのアーチ橋群を残せないか、そのためには地域の 人々の活動が必要だという思いがあったからです。

シンポジウムに参加した町民は、自分たちのまちにあ る貴重な遺産の存在に気付き、行動を始めます。それ以 前に、上士幌町では、まちの宝探しをしようという活動 を行っていました。アーチ橋は、宝探しのなかでも候補 の一つとして上がっており、研究者から評価を得たこと で、アーチ橋に対する町民の注目度は高まりました。そ して、町内の有志らが集まり、同年11月に「ひがし大雪 鉄道アーチ橋を保存する会」が発足されたのです。

#### 一方的な要望だけなく、提案型で保存を可能に

保存する会では、まず保存のための署名活動と、会員 の募集、そして活動資金集めの募金運動を開始しました。 その結果、6,000人余の署名を集めることができました。 また、帯広市などで、アーチ橋の写真展を開催したり、 近代化遺産の活用と保存を研究協議する全国組織「全国 近代化遺産活用連絡会議」でも署名を集めるなど、全国 に向けて啓蒙活動や情報収集の場を広げていました。

当初、町としては、取得後の維持管理など、リスクを 考慮して、取得については、必ずしも積極的ではありま せんでした。そこで保存する会では、町議会あてにアー チ橋取得の請願書を出すなど、地域内での理解をさらに 深める活動も行いました。

それと並行して、行政に一方的な要望を出すばかりで はなく、自主的な取り組みをしていこうと、取得を想定 した保全活用策の提言書を提出します。

アーチ橋はたくさん数があるため、すべてを保存する ことは困難です。そこで、それぞれの橋を、文化的資産 価値やアプローチのしやすさ、橋への思い入れなど、い ろいろな条件で評価し、保存の優先順位を付けました。 それぞれの橋の健全度や補修方法、さらには解体費と補 修費を比較するなど、非常にきめの細かい提言書でした。

提言書の内容の多くは、専門知識を要するものでした が、これらは研究者のボランティアで賄われました。そ れだけ、研究者にとって価値のあるものだということで す。北海道大学、北見工業大学、北海道教育大学旭川校 の研究者、さらには民間のコンサルタント会社など、研 究者・技術者のネットワークが、大きな力になりました。

そして、6.000人余の署名、提言書など、地域の人々の 熱意と行動が、町と事業団を動かすことになったのです。

事業団では土地を処分するとともに、橋などの構造物 を撤去することになります。そこで、2億6,100万円の 解体費相当額で、その作業を町に委託。町では、いずれ は取り壊すにしても、すぐに行う必要はないため、その



1月17~20日まで、札幌駅前のビッグカメラで開催され た写真展の様子

解体費を橋の保存基金として組み込みました。'98年9月 に橋の保存基金条例が制定され、同月、事業団は解散、 翌10月にはアーチ橋群を町で取得することが決定。町 は、土地、橋梁、トンネルを取得し、日本でも珍しいコ ンクリートアーチ橋の保存が可能になったのです。

保存する会の設立後、1年という短期間で保存が決ま ったこと、住民・行政・研究者・民間コンサルタントな どの協力と連携、さらに事業団の理解と基金の設立など、 アーチ橋保存の経過は、全国でもまれにみる好例として 知られるようになりました。

#### なぜNPO法人を目指すのか

こうして「ひがし大雪鉄道アーチ橋を保存する会」の 目的は達成されました。しかし、その後、取得した遺産 をどう活用していくかが重要です。これだけの資産が上 士幌町の財産になったのです。では、その財産をうまく 活用していく主体はだれかと考えると、それはやはり町 民自身ではないでしょうか。そこで、保存する会を解散 し、'99年に「ひがし大雪アーチ橋友の会」を結成。結成 時には、NPO法人化を目指すことを念頭におきました。

保存する会の会長で、現在は友の会の事務局長を務め る角田久和さんは、「NPO化するのが目的ではなく、組 織として法人化することをどう生かしていくのかが大切 だと思っています」といいます。ちょうど社会のなかで NPOの認知が高まった時期でもあり、また、友の会の活 動には、法人のなかではNPOという形態が最も適して いたこと、さらに取り組みやすさという点も、NPOを選 択した要因です。

また、「NPOが社会的な信用の一つの基準になってき ているように思います。行政や財団が民間団体に助成金 を出していますが、それには、やはり法人格を持って信 用力を付けておくことが必要だと感じています」ともい います。

一方で、「そんなに急いで申請しようとは思っていま

せんでした。その前に体制づくりや人材育成、人を呼び 込んだり、イベントを行ったり、NPO法人でなくても、 任意団体でできることはたくさんあります。しかし、長 い目で見て発展的な活動をやろうと思っているのであれ ば、やはり法人格が必要だと感じています。

#### 課題は事務局運営費の捻出

今年度中のNPO法人申請、そして認証を目指して活 動している友の会ですが、任意団体でも活動できること は進めていこうと、現在もさまざまな取り組みを積極的 に展開しています。

アーチ橋を見学する遠足、線路跡の草刈り、昨年末に はアーチ橋写真コンテストも開催し、74点の出展があり ました。1月には、札幌でコンテストの入賞作品を展示 した写真展を町の観光協会と共催。また、会報の発行、 ホームページの開設、絵はがきやカレンダーなど、アー チ橋関連グッズの開発にも取り組んでいます。

友の会会員は230人ほどで、うち町内在住者は70人ほ どですが、遠足には会員以外の町民も参加するなど、町 民のなかでも、地域のものをもう一度見直していこうと いう人々が増えてきているようです。

昨年は、アーチ橋梁群が、次世代に引き継ぎたい有 形・無形の財産として認定される北海道遺産となり、今 後の取り組みに弾みをつけました。これを記念して、数 年にわたってアーチ橋を撮影し続けていたプロカメラマ ンの西山芳一氏の写真集「ダウシュベツ」が刊行される 予定です。この写真集の売上の一部は、会の運営費に充 てられます。

町からの補助金や会費など、年間150万円程度の収入 の多くは消耗品費や通信費などで消えてしまうため、今 後は、事務局運営費をどう捻出していくかが課題といい ます。しかし、今後NPO法人化することで、グッズ販 売や観光産業との連携など、収益事業の幅広い展開が期 待されます。

> 2 タウシュベツ タウシュベツ川に架かるコンクリートアー



#### 地域資源を長い目で育てるマスタープラン作り

旧士幌線は、十勝北部の農産物や森林資源の開発を目 的に建設され、'37年に上土幌~糠平間、2年後に糠平~ 十勝三股間が開業し、78年に廃線となりました。急勾 配と急カーブが続き、本格的な山岳鉄道で、音更川の渓 谷に沿って造られたため、たくさんの橋を造る必要があ ったのです。そこで、工事費をおさえるため、地元で採 れる砂利や砂を使って造ることのできるコンクリートア ーチ橋となりました。また、大雪山国立公園内にあるこ とから、景観を損ねないために、姿の美しいアーチ橋が 採用されたことが、記録にもしっかりと残っています。

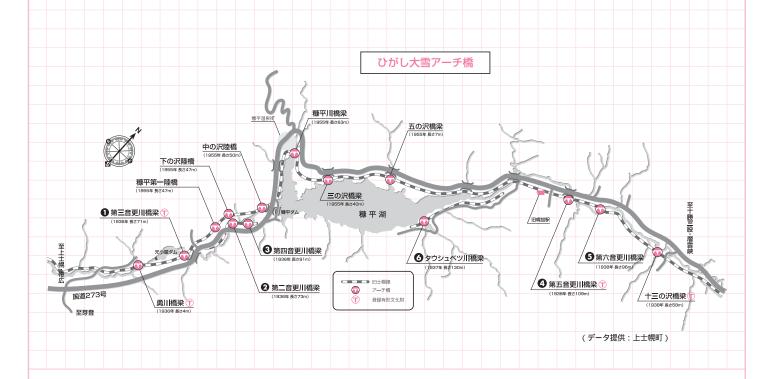
国内でも珍しいコンクリートアーチ橋梁群は、自然景 観にも配慮して造られたもので、すでに旅行業者がツア ーを組むなど、観光資源として注目が集まってきていま す。

友の会では、今年度中のNPO申請、認証取得を目指 して活動中ですが、来年度は利活用のマスタープラン作 りをしようと計画中です。

「ツアー企画が持ち込まれるなど、徐々に認知される ようになってきたのですが、現地では、まだ、どのよう に利活用していくか、具体的で系統的なまとまったプラ ンはありません。看板や駐車スペース、トイレなどの整 備を個別に進めていくと、統一感がなくなります。フィ ールドワークを重ねて、マスタープランをしっかり作っ ていきたいと思います」と角田さんはいいます。

一方、竹中貢上士幌町長は「これからは、NPOなど、 市民の活動がまちの力を図るバロメーターになっていく だろうと思っています。NPOをまちづくりのパートナ 一、協力相手としてとらえていきたい」と、友の会の NPO化に向けてエールを送ります。

北海道開拓の遺産が、市民と研究者の協働作業によっ て残されたことは、北海道民としても誇らしいことです。 また、新しい資源を、焦らず、地道に地域の魅力として つくり上げていこうという姿勢で臨む友の会の活動は、 今後のまちづくりの担い手としても大きな期待が寄せら れます。NPOがまちづくりの核に。友の会の取り組みに は、その可能性が見えるように思います。



### ひがし大雪アーチ橋友の会

住 所 上士幌町5区 角田建築事務所内(事務局) 電 話 01564-2-3358 Home Page http://www3.ocn.ne.jp/ arch/

会 員 年会費 2,000円(学生は1,000円) 賛助会員 年会費 3,000円

られた情報誌が「マルシェノルド」域へ発展するようにとの願いを込め多くの人々が集い、交流し、活気あ 域経済特有のテ-域を考えるきっか には歩む、行場のことで、 あり ます。 同音の かけとなるように、 マを取り上げて  $\frown$ 進歩するとい ルド マ とはフランス語で市 ル 活気あふ シェ を込めて名付け です。 う意味も 北 れる地 ij が

●理解を深めるために……

### Books

※NPOについて

「NPO基礎講座 市民社会の創造のために」 山岡義典編著/ぎょうせい、1997

地

「NPO基礎講座2 市民活動の現在」 山岡義典編著/ぎょうせい、1998

「NPO基礎講座3 現場から見たマネジメント」 山岡義典編著/ぎょうせい、1999

※霧多布湿原トラスト

「環境保全から地域創造へ~霧多布湿原の町で」 鈴木敏正・伊東俊和編著/北樹出版、2001

※ひがし大雪アーチ橋

「日本の近代化遺産一新しい文化財と地域の活性化一」 伊東孝著/岩波新書、2000

#### March.2002 No.oo8

構造改革、民営化、市町村合併という国の動きに 見られるのは、もはや中央が地方の面倒を見きれな くなったというメッセージではないでしょうか。中 央政府に頼ることなく、外の資本に頼ることなく、 地域が自前で生きていく智恵を求められている時代 に、NPOという社会活動の新しい器ができたことの 意義は大きいと思います。NPO活動の使命と、参加 している人々の生きがいが結び付いたところに生ま れる輝く笑顔に、これからの地域の可能性を見たよ うな気がします。(S.K)

取材でお邪魔したNPOは、どの団体も、地道な取 り組みが背景にありました。それは、これまでの長 い活動経験であったり、納得のいく議論であったり、 時には行政を変えていくような提案であったり・・・。 北海道には、すでに200を超えるNPO認証法人が誕 生しています。しかし、使命をしっかり認識して活 動しているものは、いくつあるのでしょう。それを 見極めるのは、私たち自身なのです。(M.S)

●『マルシェノルド』へご意見・ご感想をお寄せください。 〒001-0011 札幌市北区北11条西2丁目セントラル札幌北ビル (財) 北海道開発協会 企画広報部

### 地域経済レポート 『マルシェノルド』係 まで

●表紙の切り絵作家 三苫 麻由子

東京都出身。武蔵野美術短大卒業後、広告 代理店勤務などを経てフリーに。'94年札 個へ みとままゆこのペンネームで 水彩 ペン、墨絵、切り絵など、さまざまなタッ チでジャンルにこだわらず活躍中。本誌の 表紙は、毎号テーマのイメージによるオリ ジナル作品を掲載。

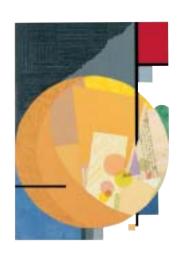
### **開発こうほう**増刊/地域経済レポート KAIHATSUKOHO Extra Number Regional Economic Report

マルシェ /ルド 第8号

行: 平成14年2月25日 発行・編集:(財) 北海道開発協会

編 集 協 力:釧路公立大学地域経済研究センター 印刷 所:(株)須田製版 不許複製

http://www.hkk.or.jp



- THEME -

## 【世】

世のために出ている。自分は何ができるのだろう自分は何ができるのだろうもうやく世の中がようやく世の中が